

北野田公園除草業務委託仕様書

1 実施箇所

- (1) 所在 秋田市河辺北野田高屋字小高地内（別図参照）
- (2) 面積 16,055㎡

2 業務内容

- (1) 除草した草等は、公園外に搬出のうえ、乾燥させてから適正に処分すること。
- (2) 道路等に散乱した草等は、きれいに清掃除去すること。
- (3) 立木、遊具の周りを除草する際は、傷をつけないように配慮して作業すること。
- (4) 作業の日程等は、事前に担当職員と協議すること。

3 経費の負担区分

除草業務遂行上必要な機器等は、乙（受託者）の負担とする。

4 完了報告

- (1) 作業を完了した時は、担当職員の確認を受けること。
- (2) 全ての業務完了後、作業状況が確認できる写真を添付のうえ、業務完了報告書を提出すること。

5 その他留意事項

- (1) 公園利用者等の安全確保に努めること。
- (2) 除草の際は、小石等が飛散する場合がありますので、注意して作業を行うこと。
- (3) 業務は、関係法令等に基づき実施すること。
- (4) 作業中に危険箇所を発見した場合は、担当課に連絡するとともに、速やかに安全を確保し、適切な処置をすること。
- (5) その他業務実施にあたり必要な事項は、甲（秋田市）乙（受託者）協議のうえ処理するものとする。

6 作業工程

- (1) 別図の赤と緑のエリアごとに、下表のとおり3回ずつ作業を行う。

回数	6月			7月			8月			9月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
3回(赤)	①				②				③			
3回(緑)			①				②					③